

島根中央児童相談所一時保護所
第三者評価 報告書

令和 7 年度 1 2 月

— 目次 —

第三者評価の実施方法	1
------------	---

●総評

総評	4
----	---

【第三者評価目次】

第1部 こども本位の支援	10
1. 一時保護施設の理念・基本方針	10
2. こどもの権利・こどもの意向の尊重	12
3. 一時保護施設における権利制限	16
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	18
第2部 一時保護施設的环境・運営体制	20
1. 一時保護施設的环境	20
2. 職員体制・職場環境	21
3. 情報共有・関係者間連携	23
4. 関係機関との連携	25
第3部 一時保護施設における支援	26
1. 一時保護施設の運営	26
2. アセスメント・支援方針	30
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応	33
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	35
第4部 一時保護施設の管理運営	36
1. 安全管理	36
2. 施設運営計画	38

●アンケート結果

こどもアンケート結果	
------------	--

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（2024 年度版）」を用いて、次の方法で実施した。

・職員自己評価

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。

・子どもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。評価機関で回答を集計し、結果とした。

・事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から事前提出を受けた。

（施設概要、組織図、業務分掌、平面図、こどもに対する説明資料等）

・訪問調査

- （１）一時保護所概要確認
- （２）施設見学
- （３）自己評価項目について聴き取り（管理職等）
- （４）職員ヒアリング（正規職員等）
- （５）申し送り会議への立ち合い
- （６）フィードバック

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

【評価ランクの考え方】

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

総評

2025年11月20日(木)～21日(金) 実地調査実施分

総 評

(特色)

○昭和23年、島根県立児童相談所（松江市東町）に開設され、昭和24年に「島根中央児童相談所」へ名称変更され、昭和34年の移転（松江市幸町）、更に、平成2年に現在の松江市西川津町へ新築移転による35年目を迎え、松江市、安来市、隠岐郡に住むこども（18歳未満）のあらゆる相談に応じる機関です。

一時保護所は、児童相談所と併設され、平屋の木造建てのゆったり過ごせる空間において、施設の庭での遊具遊びや体育館でのスポーツも行える環境が整備されています。

○『基本理念』を明確にされ、毎年見直しを行いながら、年度初めには所長が運営方針を職員に話されています。

『基本理念』

- 1) 安心安全：すべての児童が安全で安らげる環境を作ります。
- 2) 権利擁護：児童の意見や気持ちをよく聴き一緒に考えます。
- 3) 自己研鑽：児童の支援の向上を目指して研鑽を重ねます。

「保護係運営方針」（令和7年度）

- ・職員一人ひとりが一時保護ガイドライン改正の主旨を理解し、子どもの権利養護と個別ケアの視点を持って業務にあたる。
- ・子どもの意見や気持ちをよく聴いたうえで、生活上のルールや制限について子どもの理解が得られるよう説明する。
- ・意見表明支援事業について、子どもが主体的に意見を表明できるよう周知及び説明ができるよう職員の意見を深める。
- ・意見表明等支援員の活用の他にも、子どもが主体的に意見を表明できるような仕組みづくり。

(優れている点)

○児童相談所と一時保護所が同一敷地内に立地している利点を活かし、相談部門と一時保護所との職員間の情報共有・連携がスムーズに行われています。

こども達の健康管理、学習指導、安心・安全な生活日課の運営に向けて、判定保護課保護係への保健師、学習指導員、調理員の配置等が行なわれて、一人ひとりのこどもの特性に合った健康管理や学習支援等が行なわれています。

また、健康状況等に配慮した手作りの食事（朝食は調理なし）が提供されており、アレルギーのある子どもへの対応も行われており、家庭的な雰囲気が持てるよう配慮されています。

○こどもの意見表明の支援

こどもの権利条約（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の中の自由に意見を表明する権利（意見表明支援）への取り組みとして、今年度から「アドボケイト」体制を確立され、定期的にこどもの意見・要望等を傾聴しながらこどもの立場に寄り添い話をじっくり聞いて、日常的な支援が行われています。

（改善が望まれる点）

○①保育士の職員配置がないため保護所内での乳幼児への適切な保育は望めない状況にあるため乳児院や里親への委託保護となる場合が多くなっていますが、一時的に保護所に対応せざるを得ない場合の為、必要最小限の対応可能な備品等の準備に期待します

②障害の程度に応じては保護所内での対応が難しい状況もあり、障害特性に応じた施設等への委託を予定される事が多いようです。

保護所内での対応がどの程度までであれば対応出来るのかその都度検討されていますが、県内4保護所共通の手順等の整備を検討出来ると良いと思います。

③性的アイデンティティに配慮が必要な子どもへの対応につきましても、その時点での対応と思われます。事前の手順等の整備に期待します。

④重大事件に係る触法少年に対して児童自立支援施設の利用を基本としていますが、職員の付き添いが必要である等の課題があります。

県内の児童相談所・一時保護所との連携した取り組みが効果的と考えます。

○一時保護所間の連携や緊急時の相互支援等が発生した場合の的確な対応を円滑に実施されるためにも、①～④までの対応に対しての島根県内4保護所が協力し合い、統一した対応マニュアルの作成を目指して頂きたいと考えます。

○委託保護を活用することで過不足なく一時保護が実施できているようですが、未就学児や障がいのある子ども、重大事件に関わる子ども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待します。

○「一時保護中の原籍校登校」については人員配置の関係もあり殆どのケースで行われていません。会計年度任用職員による登校の送迎等も考慮し、希望する児童に対しては可能な限り対応される事に期待します。

○職員配置基準上は定員に応じた職員数ですが、定員児童数に達した場合には現在の配置基準度では職員数が不十分になると思われます。

相談部門をはじめとする児童相談所本体にも負担となりかねません。

正規職員の力量や負担に頼る運営とならない為にも、正規職員と会計年度任用職員のバランスも考慮した定員数に見合った一時保護所の職員配置の早期見直しに期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項の提案
職員	<p>○多様化する特性や主訴を持つこどもへの支援に向け、会計年度任用職員も含めた職員一人ひとりへの研修計画作成と実施に期待します。</p> <p>○職員の方々は、一時保護所運営に専門性を持ち、保護所の目的を遂行しようと日々取組んでおられます。国の一時保護政策の向上、改善のために必要な現場の意見を発信して頂きたいと思います。</p> <p>○会計年度任用職員の割合が高く、正規職員の負担が増大しています。経験の多い正規職員の育成と割合を増やす取り組みに期待します。</p> <p>また、組織的に充実した研修体制、人材育成に向けても職員配置の見直しを望みます。</p>
児童相談所（一時保護所）	<p>○こどもの最善に向けたチーム連携の組織運営の為、理念の原点に、常に立ち戻るための定期的な振り返り（評価・課題・改善等）の機会を設定する等の取り組みに期待します。</p> <p>○こどもにとって最善の一時保護所となるよう、児童相談所に併設されていることのメリットを最大限に活かした運営を心掛けて頂きたいです。</p> <p>○経験豊富な会計年度任用職員を多く採用する事で、人員不足をカバーすることが常態化しています。正規職員が少数での運営が支援の質の向上に繋がっているか検討をして頂きたいです。</p> <p>○職員が居室内をのぞける形状のドアを採用しておられます。こどものプライバシーを守るための配慮を検討されることを望みます。</p>

設置自治体	<p>○現在夜間は会計年度任用の夜間児童指導員の体制ですが、こども達の夜間の行動観察を充実させるためにも、正規職員の増員を検討して頂き夜勤対応も可能な人員配置に期待します。また、組織的に充実した研修体制、人材育成に向けても職員配置の見直しを望みます。</p> <p>○現状の一時保護所の経験の多い正規職員の質の高さと過剰な負担によるところが多く見られます。 抜本的な改善が必要と思われます。</p> <p>○県の福祉専門職は、福祉分野を数年かけて経験を積むことにより、キャリアパスが組まれています。人事異動のあり方の見直しは必須と思われ、人員配置の適正化は早急の問題だと思います。</p> <p>○体制を更に充実するための人材確保に加えて、人材育成に向けた研修の充実を図るために、研修参加が難しい状況が発生している場合は、職員配置の見直しや増員等の必要性についての検討を期待します。</p> <p>○県内の４つの一時保護所で必要な各種マニュアルを再度点検し、統一された雛形を作成される事に期待します。</p> <p>○委託保護を活用することで過不足なく一時保護が実施できているようですが、未就学児や障がいのある子ども、重大事件に関わる子ども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待します。未就学児も含めて必要な児童については、委託のみに頼らず、一時保護所で保護できる体制を整備される事に期待します。</p> <p>○緊急対応について、公用携帯電話で調整監、相談支援課長２人で一週間ごとに第一報の連絡を受ける体制になっていますが、これに変わる電話相談専用職員の配置等の体制の導入、若しくは特別勤務手当の検討に期待します。</p>
国	<p>○現在の一時保護所を取り巻く国の対応は、児童人口の多い都市部を中心に考慮されており、職員の配置基準や予算規模が地方自治体の実態は考慮されていないように取れます。 人口やその規模に応じ各自治体がフレキシブルに運営できる制度改</p>

	<p>定を望みます。</p> <p>○子ども（小・中学生）の不登校、いじめ、家庭内暴力等への減少に歯止めがかからない社会の現状であり、全ての子ども達が安全で安心な生活が保障される国づくりに早急な対策が望まれます。</p>
--	--

第1部 子ども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

項目	評価項目	評価
No. 1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
1-1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
1-2	理念・基本方針が職員に周知している	○
1-3	一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針としている	○
1-4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
1-5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
1-6	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
No. 2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
2-1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2-2	こどもをあたたく迎え入れている	○
2-3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
2-4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
2-5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
2-6	こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	△
2-7	こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	○
No. 3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
3-1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
3-2	こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	△

No. 4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
4-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
4-2	こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
4-3	こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう 物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている	○
4-4	こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
No. 5	個別支援を適切に行っているか	A
5-1	こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
5-2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○「一時保護所のしおり」、「一時保護所のおやくそく」を用いて、一時保護所で安心して過ごせる場としての生活ルール等の案内に加えて、あなた（こども）は、大切な存在であり、心配事や困った場合は、いつでも相談して欲しい旨の説明が行われています。</p> <p>○一時保護所に於ける適正な運営に向け、「安心安全」「権利擁護」「自己研鑽」の三本柱としての基本理念が明文化され、入所時のこどもが日常生活を行うための居室（男子棟・女子棟）、トイレ、お風呂、食堂、学習室、娛樂室、体育館、クールダウン室等の環境が整備され、清潔な衣類の提供、温かい食事の提供等による安心・安全な生活の環境整備がされた一時保護所です。</p> <p>○こどもの意見・要望等の適切に表明できるための相談方法や相談窓口の開設等の入所時に児童福祉司（ケースワーカー）または児童心理司による丁寧な説明が行われ、一時保護所においても児童指導員等から一時保護所での生活やこども自身の権利に関する説明が行われています。</p> <p>○一時保護所運営は、判定保護課（判定係：児童心理司、保護係：児童指導員、学習指導員、保健師、調理員、児童指導員、夜間等児童指導員）の体制での組織運営が行な</p>	

われ、児童相談所の相談支援課の児童福祉司（相談等業務支援員、虐待等対応員等）と連携し、情報共有しながらこどもへの支援・指導等が行われています。

（優れている点）

○一時保護所と児童相談所が同一敷地にあることから相談支援による受け入れ時の迅速な対応の実施から入所後の日常生活に於けるこどもの言動、行動、思考、体調状況等の各種情報の共有が同一敷地の日常業務の中で行われる状況にあり、一時保護所担当、相談支援課の相互連携が日々の業務で容易であることから、こどもや保護者等への対応が円滑に進められる環境が整えられています。

○チャット記録や朝夕の引継ぎミーティング等を大事にされ、児童指導員と夜間等児童指導員の意見交換やすり合わせが職員間で多く感じるようになっていきます。

（改善が必要な点）

○一時保護所の基本方針としての理念・基本方針が入所を必要とする児童やその保護者等に加えて、地域社会に理解と納得いただくための取り組みが必要となります。

○居室の廊下側扉の窓ガラス越しから中が見えないようにガラスの中間あたりまで、シールが張られ、気にならないようにと工夫されていますが、扉の前に立てば部屋の中を確認することができるため、プライバシー保護の観点から更なる対応に期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○入所のこどもの日常生活の中で、思考や言動、行動等を勘案した観察を更に充実するために、こども一人ひとりのトラウマ特性等の日常的な家庭生活状況や要因等を深掘するための一時保護所担当者（夜間等児童指導員含む）としての支援・指導を行うために、児童心理司を中心とした実践的な「トラウマインフォームドケア」現場研修の取り組みに期待します。

2. 子どもの権利・子どもの意向の尊重

項目	評価項目	評価
No. 6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	A
6-1	こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
6-2	こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○

6-3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
6-4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
No. 7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
7-1	こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
7-2	こども会議等、こどもの意見を聞く場がある	△
7-3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
7-4	こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている	○
7-5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている	○
No. 8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
8-1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
8-2	意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている	△
8-3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	○
No. 9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
9-1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
9-2	一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている	○
No. 10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
10-1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
10-2	児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	○
No. 11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
11-1	一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
11-2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○

11-3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
11-4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している	○
No. 12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
12-1	こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている	○
12-2	こどもが安心して話せるよう配慮している	○
12-3	こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○
No. 13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
13-1	こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	○
13-2	援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
13-3	こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
13-4	こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している	○
13-5	こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している	○
No. 14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
14-1	こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている	○
14-2	こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
14-3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	○
14-4	こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

○こどもの権利について年齢や理解度に応じた説明が行われています。

意見箱が設置されており、どの職員にでも意見が言えることを伝えられています。
担当職員はプライバシーに配慮し、安心して話せるよう個別に意見を聞かれています。
児童福祉司や児童心理司とも定期的な面談が行われており、こどもからの意見が聞きやすい環境が整えられています。

○一時保護所への入所時には、保護の目的や施設の生活ルール等が、一時保護所のしおりやあなたへのお知らせを使用し、相談支援課からこどもや保護者等への丁寧な説明が実施され、こどもに対しては一時保護所担当者による日常的なフォローによる理解を深める取り組みが行われています。

○朝の引継ぎの際には、担当児童福祉司、児童心理司も同席し、面談の予定や解除に向けた現状報告が行われます。保護所職員からは日中や夜間のこども様子について報告やこどもからの意見・要望について報告し、情報共有のもと継続的な支援が行われています。

また、観察会議や援助方針会議（判定会議含む）においても、日頃からの相互の共通認識のもと、円滑に決定できる仕組みとなっています。

○こどもの権利条約（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の中の自由に意見を表明する権利（意見表明支援）への取り組みとして、今年度から「アドボケイト」体制によるこどもの意見・要望等を傾聴しながらこどもの立場に寄り添った日常的な支援がスタートしています。

○こどもの意見・要望が気軽に話せる環境として、意見箱の設置（一時保護所内）及び日常の日課等で知り得たこどもの思いを支援・指導に活かす取り組みにつながられています。

（優れている点）

○判定保護課と相談支援課の間において、日常的なこどもや保護者等の意見・要望（電子化による児童記録や援助記録等の相互確認）や判定会議（援助方針や一時保護継続・解除等の内容やスケジュール等）の情報共有が容易であり、こどもへの適切なフィードバックや説明が行われる体制が整えられています。

（改善が必要な点）

○保護所職員間において、こどもの意見表明等の受け止め方や指導・支援の在り方等に

ついて、経験や知識による差異が生じないように、職員間の相互の意識統一を行いチームで対応する意識の醸成が大切となります。

(今後の取り組みに関する提案)

○入所するこどもに対して、一時保護の目的（理念・基本方針）、施設環境（施設案内等）や支援内容等について、説明用のしおりにまとめられていますが、一時保護所で生活することに対して、希望が持てるようなしおりの内容の検討に期待します。

○会計年度任用職員のこどもへの支援対応スキルの向上のため、継続した研修実施に期待します。

3. 一時保護所における権利制限

項目	評価項目	評価
No. 15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
15-1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	○
15-2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
15-3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
15-4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	○
15-5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	×
No. 16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
16-1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	○
16-2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
16-3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	○
16-4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくも	○

	のか、定期的に点検・見直しを行っている	
16-5	こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの特検・見直しを行っている	○
16-6	生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○
No. 17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
17-1	懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
17-2	こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
17-3	こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している	○
17-4	こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている	○
No. 18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
18-1	こどもが私物を所持できることを基本としている	○
18-2	やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している	○
18-3	スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○入所時の子どもや保護者等の面会や電話連絡、施設での生活ルール等については、入所時に児童福祉司若しくは児童心理司（入所後には、一時保護所担当者より再説明による確認等）により、「一時保護所のしおり（面会や連絡）」用いて、丁寧に説明や理解を図られています。</p> <p>○入所時に、こどもの私物確認が行い、持ち込み可能な私物と持ち込み出来ない私物に分けられます。スマートフォン・タブレット端末、ゲーム機等、ハサミやカッター等の刃物の持ち込みが出来ない理由の説明を行い、正規の手続きを行い保護所で預かれています。</p> <p>○家族等からの面会や連絡について、相談部門の調整により実施されます。</p>	

面会や連絡後には、保護所内でのこどもの変化、意見等を相談部門に情報提供する対応が行われています。

○一時保護所内の集団生活において個別対応が「個別対応実施計画書」が作成され、一時保護所担当の職員が共通の認識を持って支援が行われています。

(優れている点)

○入所のこどもの発達状況を考慮した施設内の生活ルールや1日の日課(起床、食事、学習、自由時間、就寝等)が設定され、日ごろからこどもの意見・要望の把握を行いこども一人ひとりの特性を踏まえた日課の見直し等による柔軟な支援の取り組みが行われています。

(改善が必要な点)

○該当点なし

(今後の取り組みに関する提案)

○タブレット端末を利用した学習が進められている現状であり、入所のこどもに対する学習支援において必要となる場合について、保護所内でのタブレット等の使用や通信設備の充実等について検討も必要な時代と思います。

○こども達の自由時間に一時保護所で用意されたゲーム機で遊べる時間を持つことも検討下さい。

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

項目	評価項目	評価
No. 19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A
19-1	こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	○
19-2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している	○
19-3	こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
19-4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取り組み等を行っている	○

No. 20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
20-1	子ども同士での権利侵害が起こらないように、子どもへの権利教育を行っている	○
20-2	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
20-3	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
20-4	子ども同士での権利侵害等、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○
No. 21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	B
21-1	入所している子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
21-2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○
No. 22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	B
22-1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティの子どもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○一時保護所内で被措置児童等虐待防止に努める研修は行われています。</p> <p>○入所時において、「児童相談所のしおり」、「あなたへのお知らせ（権利ノート）」等に明文化された一時保護所の日常生活の中で、困った時（被措置児童等虐待含む）場合は、児童相談所職員への相談をして欲しい旨や島根県の子ども相談係へ申し出ることが出来る旨を説明しておられます。</p> <p>○一時保護所の居室は、男子棟（6室）、女子棟（4室・うち1室は静養室）と区分され、玄関等へは、電子錠・機械警備設備が設置され、夜間に開閉があればブザーが鳴る等の環境整備が行われています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○人権研修は、正職員及び夜間等児童指導員等の会計年度任用職員に計画的な人権研修（子どもの人権等）が実施され、子ども同士の権利侵害の防止や一時保護所職員とし</p>	

て、こどもの人権尊重等に取り組まれています。

(改善が必要な点)

○国籍（文化、宗教、食事等含む）の違い、L G B T Q（性的指向）及び多様化する社会的な文化の中でのジェンダー指向のこどもの一時保護所への入所がありませんが、対応に苦慮する可能性が秘められています。

その対応内容等に向けた検証や環境の準備及び職員の支援に向けたスキル向上の取り組みに期待します。

(今後の取り組みに関する提案)

○国籍の違いやジェンダーレス化、ジェンダーバイアス等、男女間の格差を無くし、社会的な平等の権利の遵守、差別や偏見をなくす公平な社会を目指す取り組みとして、外部研修への参加及び日常業務でのスーパーバイズの実践に期待します。

第2部 一時保護施設的环境

1. 一時保護施設的环境

項目	評価項目	評価
No. 23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
23-1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
23-2	ユニットを整備している	○
23-3	個室を提供している	○
23-4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
23-5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない	○
No. 24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
24-1	こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	○
24-2	こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	○
24-3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
24-4	家庭的な環境となるよう工夫している	○
24-5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
24-6	必要な修繕等を行っている	○
24-7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
<p>（現状）</p> <p>○児童相談所と一時保護所が同一敷地内に設置された平屋建ての建物で落ち着いた生活をするための環境整備が行われています。</p> <p>居室は、男子棟、女子棟のユニット化された個室対応が可能な生活空間が確保されており、学習室、工作室、静養室、娯楽室、食堂、体育館、男女別の浴室・トイレ・洗濯室、等が用意されています。運動できる屋外広場もあり、遊具が整備されています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○日常的に清掃も行き届き清潔な生活空間になるよう努められています。</p> <p>修繕等が必要な場合には早急に対応しておられます。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○乳幼児の緊急一時保護が発生した場合、衣食住の必要な場面を想定した準備や支援内容等の実践的な対応に向けた取り組みに期待します。</p> <p>（今後の取り組みに関する提案）</p> <p>○全国で痛ましい乳児への虐待行為が発生している現状から緊急的な一時保護の可能性は排除できない現状と考えます。</p> <p>乳児院への委託までの環境整備の検討に期待します。</p>

2. 職員体制・職場環境

項目	評価項目	評価
No. 25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
25-1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
25-2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
25-3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	○
25-4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
No. 26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
26-1	受入れをするこどもの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	○

26-2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
26-3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
26-4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
No. 27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
27-1	夜間に 2 人以上の職員がいる	○
27-2	ユニットがある場合、夜間において 1 ユニットにつき 1 人以上の職員を配置している	○
27-3	夜間における行動観察やケアができる体制（正規職員の配置等）がある	△
27-4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
No. 28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	A
28-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	○
28-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	○
28-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	○
28-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
28-5	職員が外部研修を受講している	○
No. 29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
29-1	適正な就業状況を確保している	○
29-2	職員の健康管理を適切に行っている	○
29-3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている	○
29-4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○適正な組織運営の為の職務分掌が明確に示され、判定保護課の課長（1名）、一時保護施設担当（係長1名、担当2名の計3名）の常勤（正職員）の配置及び会計年度任用職員（児童指導員、調理員、保健師、教員免許を持った学習指導員、夜間等児童指導員、児童支援員）の勤務体制による運営が行われています。</p> <p>○24時間体制での一時保護所運営が実施され、夜間は、夜間等児童指導員・児童支援員（3名体制）がシフトされ、入所者がいない場合は、夜間も緊急一時保護を適切な</p>	

対応に備える体制となっています。

○児童相談所組織として、相談支援課、判定保護課の課長がＳＶ（スーパーバイズ）任命が組織的に実施され、日常業務の必要な職員への指導・育成等が行なわれています。

（優れている点）

○相談部門と一時保護所が同一敷地の併設されている事から、日常の情報共有が円滑に行われ、入所のこども・保護者への適切な対応を行う体制となっています。

○職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとしてＯＪＴが行われ、課長、係長によるスーパーバイズが行われ、職員の指導・育成を行っておられます。

県のストレスチェックも実施されています。

（改善が必要な点）

○夜間における行動観察やケアができる正規職員の配置体制に期待します。

そのための常勤職員の増員も検討下さい。

（今後の取り組みに関する提案）

○一時保護所に従事される職員全てが、守るべき法・規範・倫理、法令遵守等を守るために必要な必須研修の実施の取り組みに期待します。

また、各種研修への参加が業務対応に支障が発生しないための対策も必要と考えます。

３．情報共有・関係者間連携

項目	評価項目	評価
No. 30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
30-1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
30-2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
30-3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
No. 31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
31-1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
31-2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○
No. 32	情報管理を適切に行っているか	A

32-1	個人情報を適切に取り扱っている	○
32-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
32-3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
32-4	法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要が生じた場合には、こどもや保護者の同意を得ている	○
32-5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○
No. 33	I C T を活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
33-1	こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
33-2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
33-3	AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○こどもの様子等の記録はパソコン内に入力されており、職員間での情報共有・引き継ぎは適切に行われています。</p> <p>○業務に必要な情報共有には、対応記録（意見聴取等措置記録）、保護業務日誌、児童観察日誌や措置記録、判定会議・支援方針会議記録等、多岐に渡る記録管理が実施されています。基本的には、島根県の適正な情報管理、個人情報保護と情報セキュリティ対策に基づき、情報管理が実施されています。</p> <p>○各種の記録データは、データサーバーに蓄積管理（セキュリティ対策）され、個人が持ち歩けるUSB等は使用できない仕組みとなっています。</p> <p>○個人情報の紙ベース管理も行われていますが、施錠の効いた書庫への保管や定期的の破棄処分等が適切に実施されることとなっています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○相談部門と一時保護所が併設されており、日常の入所のこどもの日課や意見・要望や行動等の情報共有（相談部門の朝の会への参加や情報共有システム等）が円滑に実施</p>	

され、相互に業務の遅延や齟齬の発生が縮小できる現状にあり、支援会議や判定会議の討議に適正につながっています。

○夜間の児童観察日誌（児童相談システムを利用）での、引継ぎが実施されています。

○チームで働く意識が必要であり、職員一人ひとりお互いの良い所を伸ばし協力して働ける風通しの良い職場作りに継続して取り組まれています。

（改善が必要な点）

○該当事項なし

（今後の取り組みに関する提案）

○A I やモバイル端末の活用など記録作成・管理等における職員の負担軽減の為の取り組みに向け今後も進めて行かれる事に期待します。

○夜間等の児童指導員（会計年度任用職員）の業務に対する経験や年齢の違い等による意識を統一するために、目的、目標にする指標である一時保護所の理念・基本方針等を改めて議論を重ねる等、24時間のこどもへの支援活動が切れ目なく実施するために、職員の誰もが共通の認識による、こどもへの最善の取り組みに向け、チーム連携の精神で対応されること期待します。

4. 関係機関との連携

項目	評価項目	評価
No. 34	医療機関と適切に連携しているか	A
34-1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
34-2	こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
34-3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
No. 35	警察等と適切に連携しているか	A
35-1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
35-2	警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
<p>（現状）</p> <p>○嘱託医と契約が締結され、地域の小児科、精神科との協力を得た環境整備が行われています。</p> <p>歯科については、近隣の歯科医へ同行して診療を受けています。</p> <p>○一時保護所では、保健師による入所児童の健康管理、受診、保健衛生等、適切な対応が行なわれています。</p> <p>○児童相談所に警察OBの方が勤務されています。</p> <p>緊急通報装置も設置されており、警察署との連携も図られており、緊急時対応マニュアルも作成されています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○児童相談所へ警察OBが配置され、警察との面会や対応の発生時は、連携窓口としての調整によるこどもへの不安解消の説明等、安心して対応を行うための支援の実施が行われています。</p> <p>○地域の医療機関ネットワークが構築され、必要な医療対応や緊急時対応が行われています。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○該当事項なし</p>

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

項目	評価項目	評価
No. 36	緊急保護を適切に行っているか	A
36-1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている（居室の確保、夜間の保護の体制等）	○
No. 37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
37-1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
37-2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れ	○

	ている	
37-3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
37-4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援している	○
37-5	こどもが一人になれる時間や場所がある	○
No. 38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
38-1	こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
38-2	こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している	○
38-3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
38-4	遊具や備品について定期的に点検している	○
No. 39	食事を適切に提供しているか	S
39-1	食事の安全・衛生を確保している	○
39-2	食事を適時適温で提供している	○
39-3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものである	○
39-4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）	○
39-5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
39-6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○
39-7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	○
No. 40	こどもの入浴は適切か	A
40-1	入浴の回数や時間は適切である	○
40-2	入浴時間帯は適切である	○
40-3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○

No. 41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
41-1	衣服の清潔は保たれている	○
41-2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している	○
41-3	発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている	○
41-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
41-5	こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である	○
41-6	下着を提供する場合は、新品を提供している	○
No. 42	こどもの睡眠は適切か	A
42-1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
42-2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○
No. 43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
43-1	入所時にこどもの健康状態を把握している	○
43-2	こどもの健康状態を適切に把握している	○
43-3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
43-4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○
No. 44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
44-1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている（ICTの活用等を含む）	○
44-2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
44-3	在籍校との連携を図っている	
44-4	通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	○
No. 45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
45-1	こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
45-2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
45-3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-4	無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
45-5	無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を行っている	○

No. 46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	B
46-1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
46-2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○24時間受入れができる体制が整えられています。 緊急保護の体制も整えられています。 緊急保護マニュアルが作成され、受入れ時の健康状況の把握、専門医の診察・検査が必要なケースは、こどもや保護者等の同意を得て、医療機関に受診する等の配慮が行われています。</p> <p>○生活日課は作成されていますが、こどもの状態に合わせ柔軟な対応が行われています。 掃除当番も決め、達成感が得られるよう支援されています。 こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援されています。</p> <p>○入所時等適宜協議においてこどもの無断外出の可能性も検証され、必要な対応が行われています。 無断外出マニュアルも作成されており、こどもの身体と命を最優先にした対応が行われています。</p> <p>○バスケットリングやバトミントン、卓球ができる室内運動スペース確保や保護所の庭への遊具の設置等の自由時間を過ごすための環境が整備され、こども達がのんびりと過ごすためのDVD、ボードゲームや本、漫画も整えられた娛樂室も用意されています。 学習時間、所内行事、レクリエーション等が計画され、自由に参加出来るようにしておられます。</p> <p>○学習面に於いては教員免許のある専任の学習指導員が配置され、個々の状況に応じて午前中学習されています。</p> <p>○緊急時の衣服のこどもへの貸し出しや新品の下着の提供が行われており、共同生活の場であることから私服等は、露出度の高いものに対しては子どもに丁寧に説明し、露出の少ない衣類を着るよう子どもの理解を得られるよう努めている。</p>	

(優れている点)

○専任の調理員が配置され、こどもの希望・要望の聴き取りによる食事メニューの検討、手作りの食事提供が実施されています。

食堂内は飾り付けによる家庭の温かみを感じられる食堂となるよう配慮されています。

(改善が必要な点)

○未就学児、特に乳幼児は乳児院や里親に委託を依頼されています。保育士の職員配置がなく、未就学児への適切な保育に対応する保障は充分に対応できない現状です。

○在籍校への通学支援ついて、実施されるケースがあまりみられません。

こどもの意向確認を含め対応できる体制作りに期待します。

(今後の取り組みに関する提案)

○乳幼児への家庭内虐待も後を絶ちません。乳幼児の一時保護に対してのマニュアル整備や対応方法についても4一時保護所に置いて検討される事に期待します。

○在籍校への通学支援ついて対応可能な職員体制として、正規職員の増員の検討に取組まれる事に期待します。

○国、地方行政やこどもに関わる全ての団体や関係機関が子どもの命と暮らしを守り、育てる活動に向けた取り組みを再構築するための児童相談所からの地域への情報発信を期待します。

2. アセスメント・支援方針

項目	評価項目	評価
No. 47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
47-1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
47-2	一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	○
No. 48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A

48-1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
48-2	こどもの行動観察の結果を記録している	○
48-3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○
No. 49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
49-1	観察会議を適切な頻度（原則として週 1 回）で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	○
49-2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○
No. 50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
50-1	行動診断や援助指針（援助方針）に基づく支援方針を職員間で共有している	○
50-2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている	○
50-3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
No. 51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
51-1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
51-2	総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定している	○
51-3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
No. 52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
52-1	こどもの変化に応じた支援を行っている	○
52-2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
No. 53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
53-1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
53-2	こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
53-3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

- 児童相談所と併設された一時保護所の運営の強みを発揮して、相談部門の職員が一時保護所の朝の引継ぎや観察会議へ同席し情報共有が行なわれています。
児童相談システムの活用によるこどもの行動観察や家庭環境（保護者等）の状況がタイムリーにお互いが共有できるようになっています。
- こどもの観察は、長所や課題等の両面を意識した観察記録が作成され、相談部門との共有を図る等の判定会議の場に提供され、援助支援方針等の検証や支援方針の決定が行われています。
また、こどもの不安な気持ちは記録し、保護解除のタイミングや方針が適切になるよう意見を伝えられています。
- 日中、夜間のこどもの生活記録（援助内容、行動観察等）がパソコン記録による保護業務記録（昼間）や児童観察日誌（夜間）として、朝夕に確実な引継ぎが実施され、24時間体制の一時保護所が運営されています。
- こどもの日常生活の現状（生活態度、言動、行動、対人関係等）が行動観察記録として作成され、組織全体の情報共有を図る等の取り組みが行われています。

（改善が必要な点）

- こどもの行動観察記録は、こどもが安心して生活できる環境が整えられていることが基本であり、こどもが自分の表現や意見、生活態度を深掘する重要なアセスメントとなります。
人を客観的に観察することの難しさを克服するために、誰が見ても同じに認められる客観性の確認等を組織内で共通する意識統一も必要となります。

（今後の取り組みに関する提案）

- 判定の為に資料として活かされるよう、記録の振り返りを充分に行い、主訴に対して記録の視点はぶれてないか、記録を情報共有し判断できているか等、一時保護所として作成した援助方針をチームとして情報共有され、こどもたちが自らSOSが出せるような支援になるよう取り組まれる事に期待します。
- 行動観察記録の振り返り（昼間・夜間）を実施する等、常に職員間の共通認識の醸成の継続に期待します。

3. 子ども個別の特性や課題等への対応

No. 54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
54-1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
54-2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
54-3	一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対応を行っている	○
54-4	P T S Dの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
No. 55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
55-1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
55-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
55-3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
No. 56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	B
56-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	△
56-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	△
56-3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	△
No. 57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
57-1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	○
57-2	障害特性に応じたケアを行っている	△
57-3	周りのこどもが障害について理解できるような取り組みを行っている	△
No. 58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
58-1	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
58-2	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○

58-3	服薬管理を適切に行っている	○
58-4	誤薬防止策を講じている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○性的な問題を有するこどもの受入れ時には、保健師・児童心理司・医師（嘱託）等による多職種によるカンファレンスの実施による支援方針が共有された支援が行われています。</p> <p>○特別なケアが必要なこどもには児童心理司を中心に児童福祉司・医師・保健師等による連携した対応が行われています。</p> <p>○他害や破壊行為、自傷行為あった場合には「個別対応実施計画書」の作成が実施され、本人へ命の大切を伝え他児との関係にも配慮した対応が行われています。</p> <p>○重大事件に係る触法少年に対して司法の結果が出るまでの間の支援ができる体制があります。</p> <p>○発達障害児に対しては、職員への「精神・発達障害への配慮と支援」の研修が実施され、知識習得に努められ、現場では、児童心理司からの支援による対応が行われることとなっています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○保健師を中心に服薬管理も行われ、誤薬の発生がないよう管理されています。必要時にはアレルギー児へのエピペン対応も対応されます。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○重大事件に係る触法少年に対する支援体制はありますが、県内の統一的に明文化されたマニュアルの作成、県内の他の児童相談所・一時保護との連携（空き部屋への対応等）の検討に期待します。</p> <p>○障害のあるこどもに対してもそれぞれの障害特性の違いがあるので、外部施設へ委託入所依頼も想定されますが、特性に応じた支援（援助内容）方針等のマニュアルの作成等に期待します。</p> <p>強度行動障害の研修も実施されるよう望みます。</p>	

(今後の取り組みに関する提案)

○一時保護される必要のあるこどもの様々な状況に応じた適切な対応ができ、こどもが安心・安全に過ごすことができるように体制の整備を望みます。

○触法少年、障害特性の多様化、未就学児等、一時保護される必要のあるこどもの様々な状況に応じた適切な対応ができ、こどもが安心・安全に過ごすことができるようにマニュアルの整備を望みます。

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

No. 59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
59-1	一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
59-2	里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
59-3	一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
59-4	こどもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOS の出し方についてこどもに伝えている	○
No. 60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
60-1	家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
60-2	施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
60-3	一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

(現状)

○一時保護所の解除は、こどもの最善の利益を重要視され、相談部門と一時保護所が情報共有を図りながら、判定会議等での多角的な評価され、一時保護所解除、延長、他施設委託、里親委託等の対応が行われています。

施設入所や里親の場合は、こどもの理解や納得を得るために児童福祉を中心とした事

前の委託先への施設訪問等への協力も行われています。

○こどもの意思を尊重するために、解除後の生活環境（意見・要望、意思等）の意思調査を実施する等、安全な環境を確保した上で、こどもの思いを尊重した対応が行われることとなっています。

○一時保護所解除後においても、児童相談所へはいつでも気軽に連絡を貰いたい旨の説明が行われています。

（優れている点）

○相談部門との連携が一時保護期間中に十分図られていることから家庭への移行や委託先施設（里親）等への引継ぎ情報も適切に伝えられています。

（改善が必要な点）

○該当事項なし

（今後の取り組みに関する提案）

○措置後の自立支援計画（支援方針）の検証を定期（年間に１度程度）に実施しておりますが、一時保護所内での行動観察状況と委託先での日常生活の整合性等について検証（振り返り等）を行い、多くの事例分析（多様なこどもの背景や経験値等）を積み上げによる一時保護所としての更なる質の向上に努められることに期待します。

第４部 一時保護施設の管理運営

１．安全管理

No. 61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
61-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
61-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取り組みを行っている	○
61-3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
61-4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○
No. 62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
62-1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○

62-2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
62-3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○
No. 63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
63-1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
63-2	避難訓練を毎月1回以上実施している	△
63-3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
No. 64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
64-1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
64-2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
No. 65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
65-1	一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
65-2	こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
65-3	こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
65-4	こども以外の者への返還は適切に行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○児童相談所の運営の事業計画である児童相談所運営方針（基本姿勢、共通事項、重点事項）に加えて、各種マニュアル（一時保護所マニュアル）が明文化され、職員への周知による共有に基づいた事業の推進が行われています。</p> <p>○BCP（事業継続計画）及び消防計画等の策定により、児童相談所全体では年2回防災（避難・消火）訓練を実施、一時保護所では、毎月の避難訓練を実施され、いざと云う時の意識や動作が行えるよう取り組まれています。</p> <p>○こども日常生活でのケガや事故の場合は、保健師を中心に関係医療機関（嘱託医含む）と連携した対応が行われています。</p> <p>また、感染症対策（インフルエンザ、コロナ、ノロウイルス等）としてのマニュアルが策定され、感染症発症時の隔離体制もあり、感染症予防・対応も実施されています。</p>	

○一時保護入所時において、こどもの「所持品保管台帳」が作成され、携帯電話（スマートフォン）、パソコン、ゲーム機等の貴重品、危険物等は、本館執務室内の金庫で保管され、一時保護所の解除時に「受領証」による返還、預かり金がある場合は、「預かり証」が作成され、一時保護所の解除時に「預り金返還受領証」等による返還等、適切に処理が行われています。

（優れている点）

○一時保護所に入所するこどものケガ、病気対応策として保護係（保健師）等を中心に受診券の発行、管理、受診への同行等が行なわれています。

（改善が必要な点）

○法改正や業務改善等への対応として、各種マニュアルの定期の点検による見直しを図り、職員への研修の実施等に期待します。（周知等を会議記録に残す等）

○業務運営におけるヒヤリハット情報も収集され、危険予知の対応にも期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○業務運営に必要な各種マニュアルは、県内4箇所の一時保護所の統一的な指標としての作成及びそれぞれの一時保護所の在所環境を考慮したマニュアルへの付加を追加する等による新人職員や会計年度職員への教育への活用や作業手順の明確化や意識の統一による支援の質の向上が有効と考えます。

2. 施設運営計画

No. 66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
66-1	事業計画を策定している	○
66-2	事業計画に基づく取組みを実施している	○
66-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	△
66-4	策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある	○
No. 67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A
67-1	自己評価を定期的に行っている	△
67-2	外部評価を定期的に行っている	○
67-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	○

67-4	職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	○
67-5	こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○児童相談所の事業計画として、毎年「中央児童相談所運営方針」が策定され、施設としての基本理念、運営方針が明文化され、児童相談所全体の共通事項、担当部門別の個別事項が明記され、判定保護課の一時保護所の運営の運営について、事業方針が示されています。</p> <p>○一時保護所の更なる質の向上に向けた福祉サービス第三者評価の受審が継続的に行われています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○中央児童相談所方針の共通事項として、組織の「課やスタッフの枠を越えた協力体制により業務の推進を図る」が示され、一時保護所（判定保護課）の夜間等児童指導員、日中支援の児童指導員等の業務引継ぎ（朝の会）へ、相談部門が同席して、相互に必要な情報の共有を図る等、こどもへの支援が円滑で齟齬が発生しないための取り組みが行われています。</p> <p>児童相談システム等により部門間で相互に各種の作業記録が検索でき、更には、緊急時（重要な情報等）のグループチャットを使用しチームの可視化による効率的な業務遂行が進められています。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○一時保護所に於いては会計年度任用職員の方が多く勤務されており、経験豊富な方が一部おられますが、シフト勤務という事もあり職員全員での振り返りや研修の場を持つことが難しい状況ですが、全職員が振り返りや県の機会を持たれる事に期待します。</p> <p>○組織の事業計画（当年度の運営方針）に対する、職員（職能、職級単位）の事業目標（職務分掌表）による役割・機能が明確にされていますが、定量的な目標設定が不透明であることから業務に対する自己評価（職員個々）が難しい状況も見られます。自己評価指標等を明確に示すことが必要となります。</p> <p>（今後の取り組みに関する提案）</p> <p>○一時保護所を必要としているこどものための施設及び職員の質の向上を図るため設</p>	

備面での修繕や職員一人ひとりのスキルアップを進めて行くための積極的な研修計画を事業計画として作成されることに期待します。